

介護サービス事故報告書に関するQ&A

令和5年5月 板橋区介護保険課指導係作成

※ 事故報告についてご不明な点は、指導係にお問合せください。

問1 (自宅訪問前の事故発生)	回答
訪問・通所系サービスにおいて、サービス従事者が利用者の自宅を訪問した際に、すでに転倒・転落等により倒れている利用者を発見した場合、事故報告書の提出は必要か。	原則必要ない。介護サービス事故は、「サービス提供中に発生したもの」を基準としているため、サービス提供前に自宅で発生した事故については、原則必要ない。ただし、例えば当該事故が、前日の訪問サービス提供に起因して発生した場合等は、報告書の提出が必要となる。
問2 (受診結果が異常なしの場合)	回答
転倒・転落等により医療機関を受診したが、検査の結果、特に異常がなかった場合、事故報告書の提出は必要か。	原則必要ない。検査等の結果、異常がなく治療を要しない場合には、事故報告書の提出は必要ない。 医療機関で治療した場合(鎮痛剤の処方、外用薬の処方等)には、提出が必要となる。
問3 (様子観察後の医療機関受診)	回答
転倒・転落事故が発生した際、事故発生直後は様子観察をしていたが、数日経っても状態が改善しないため、医療機関を受診した場合、事故報告書の提出は必要か。	事故直後に限らず、医療機関の受診が当該事故に起因したもので、受診の結果、治療を要した場合には、事故報告書の提出が必要である。
問4 (他者の薬の誤与薬)	回答
他の利用者の薬を誤って服用したが、体調にそれ程変化がなく、主治医に連絡したのみで、医療機関を受診せずに様子観察した場合、事故報告書の提出は必要か。	必要である。他の利用者の薬の誤与薬については、重大な健康被害を及ぼす可能性のある事故であるため、利用者の体調に特別な変化がない場合でも、事故報告書の提出は必要である。
問5 (本人の薬の誤与薬)	回答
利用者本人の薬を飲ませ忘れたり、タイミングを誤って服用させてしまった場合、どの程度の影響により、事故報告書の提出が必要か。	利用者本人の薬の誤与薬、落薬により、健康被害等があり医療機関を受診した場合には、事故報告書の提出が必要である。 医療機関受診を必要としなかった場合は、事業所内の事故処理とする。

問6 (利用者の行方不明)	回 答
利用者がサービス提供中に無断で外出し、行方不明になった場合、どの程度の行動や被害により、事故報告書の提出が必要か。	サービス提供中に行方不明となった、いわゆる離設事故に関しては、原則下記の場合、事故報告書の提出が必要となる。 ①離設により、医療機関受診が必要となる程の身体的影響等があった場合。 ②離設後、近所を捜しても見つからず、警察に届け出て捜索した場合。

問7 (病変による医療機関受診、死亡)	回 答
利用者が、心不全や脳梗塞等のいわゆる病変により医療機関を受診した場合や死亡した場合、事故報告書の提出は必要か。	老衰、看取り期により死亡した場合や警察が介入した場合について基本的には提出不要だが、 <u>下記の場合は提出が必要となる。</u> ①持病以外の病気で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合 ②サービスの提供が原因で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合

問8 (感染症の発生)	
事業所で感染症が発生した場合、どの程度の感染で事故報告書の提出が必要か。	保健所への報告基準に準じ下記のとおりとする。感染拡大が収束した後に、発生状況等を把握し事故報告書に「事故当事者一覧表」を添えて提出。 ①感染症による <u>死亡者が発生</u> した場合。 ②感染症による <u>入院患者が7日間に2名以上発生</u> した場合。 ③感染症様疾患患者が7日間に10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。 ④上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

問9 (事故報告書の提出方法)	
事故報告書の提出方法は何かがあるか。	個人情報に記載されており、誤送付防止のため郵送かファイルストレージシステムで提出。 ファイルストレージシステム利用方法はホームページに掲載しております。 ★掲載先 トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業関係者向け情報(介護) > 届出・指定 > 介護保険事業者 事故報告書関係 > (7)ファイルストレージシステムマニュアル ※ファイルストレージシステムを利用したい場合事前にメールにて介護保険課指導係に利用したいことを伝える(メールアドレスを登録する必要があるため) 送付先メールアドレス: ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp